

「スマートコミュニティ実証事業に関する技術の海外展開  
ポテンシャル調査」に係る公募要領

(2020年4月23日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ部

「スマートコミュニティ実証事業に関する技術の海外展開ポテンシャル調査」に係る公募について  
(2020年4月23日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1 件名

「スマートコミュニティ実証事業に関する技術の海外展開ポテンシャル調査」

2 調査概要

(1) 調査の目的

我が国のエネルギー・環境分野における優れた技術・システムを、今後の伸長が見込まれるスマートコミュニティ分野をはじめ、民生・運輸分野等における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大の手段として積極的に海外に普及・展開することは、我が国のみならず世界のエネルギーセキュリティ向上及び低炭素社会の実現に大きく貢献します。

我が国産業の発展にも寄与するこれらの活動を支援するため、NEDO はこれまで国際実証事業を推進してきました。特にスマートコミュニティ分野では、2010年より実施した「米国ニューメキシコ州における日米スマートグリッド実証」を皮切りに、現在まで継続的に世界をリードする挑戦的な取り組みとして複数の国・地域で我が国の優れた技術・システムを導入し、その効果を検証してきました。この間、当該分野は世界的にも高い注目を集め、再生可能エネルギーの導入拡大に対応する電力系統安定化という視点だけでなく、水素や熱、利用側では各種電動モビリティ等を活用することで地域をあげて低炭素社会を実現しようとする動きが、特に欧米を中心に、極めて高い目標を設定して進みつつあります。

そこで、本調査では、こうした海外の動向を見据え、今後も我が国が当該分野で競争力を維持・強化するために適すると考えられる世界に抜きん出た技術や、優れた技術を組み合わせるシステムが、世界のニーズに対応し、挑戦的な実証研究に適していることを見通すことを目的として実施します。（なお、優れたシステムの検討にあたっては、適切な理由があれば一部機器や部材に我が国以外の技術を含むことも可能とします。）

(2) 調査内容

提案者は、既に世界的にニーズが顕在化している11の対象分野のうち1つを選択し、展開する国や地域を想定したうえで、提案者が既に保有或いは研究している技術を組み合わせたシステムの検討を行い、どのようなシステムが真にニーズと合致した挑戦的な実証研究の対象となり得る可能性を見通します。

なお、システムとしての検討を重視することから、複数の企業等による共同提案・検討を想定します。

調査の中では主に以下の4点について、外部有識者を交えて検討を行うものとします。

A) 顕在化しているニーズに対応して社会実装を目指すシステムの概要

- ・ 対象とする地域・国の課題とニーズを踏まえ、解決のシナリオ(ビジネスモデル等を含む)と技術的アプローチの方法を示す。

B) 競争力の高いシステムの具体的な構成と技術的成立性

- ・ システムを構成する技術毎の責任範囲や接続条件(それぞれがどこまでカバーし、データ

や責任の所掌をどうするのか等)の検討を含む技術的成立性を見極めを行う。

- ・ システムの成立性を確認する方法や適切な規模等を明確化する。

C) 優れた国際競争力(技術と社会実装)の提示

- ・ 将来的に世界をリードするために必要となる機器・システムの仕様(スペック)を、コストや性能を含めて目標として示す。
- ・ 国内外で適用済みの当該システムの類似事例を調査すると共に、想定システム及び解決シナリオの優位性を示す。

D) 普及戦略の検討

- ・ 展開する国や地域の実情(規制等を含む)を把握したうえで、想定するシステムの普及戦略を検討し、社会実証に向けた具体的なステップと実現方法を示す。

なお、本調査の主旨は新たなシステムについての技術面の検討、或いは成立性の確認にあるため、外注による市場調査等は限定的とすることとします。

- 対象分野
- (1) 製造・産業プロセスの電化(オール電化作業所等)
  - (2) 熱利用の高度化(面的利用を含む)
  - (3) e-モビリティ
  - (4) V2X(電力系統への影響緩和に関するものを含む)
  - (5) 直流機器・設備を活用した面的な電力供給・利用
  - (6) 再エネ100%に向けて必要となる制御技術
  - (7) レジリエンスへの対応
  - (8) 送配電網の保守・運用高度化
  - (9) VPP、DR(家庭・サービス分野での新たな制御対象の検討に関するものを含む)
  - (10) P2G(水素発生部分に限らない)
  - (11) スマートシティ

(なお、対象分野全てにおいて調査を実施することを約束するものではありません。)

(3) 実施期間

NEDOが指定する日から2021年3月15日まで

(4) 予算規模

1件あたり1,200万円

3 応募要領

次のa.からd.までの全ての条件を満たすことのできる、単独で受託を希望する企業等ないしは次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査/事業実績を有し、かつ、調査/事業目標の達成及び調査/事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDOが調査/事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- d. 当該委託業務を遂行するにあたり、有識者委員会等において共にシステムに関する検討を行う企業等が確定していること。

#### 4 提出期限及び提出先

##### (1) 提出期限

応募状況や新型コロナウイルス感染症による外出自粛要請の期間延長等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトにてお知らせいたします。

2020年5月20日（水）当日消印有効

※ なお、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter の NEDO 公式アカウント (@NEDO-info) にて発信しております。ぜひ、御活用ください。

##### (2) 提出先

以下の宛先に、「提案書在中」と朱書きの上、配達記録が残る方法でご提出ください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スマートコミュニティ部 藤原、楠瀬  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、提案書類の提出方法は、原則、郵送・宅配とします。提案書類の郵送・宅配が困難な場合は、問い合わせ先までお問い合わせください。

##### (3) 提出方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「4.提出期限及び提出先」に基づいて御提出ください。なお、FAX 及び E-mail での提案書類の提出は受け付けられません。
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
  - ・仕様書 (PDF)
  - ・提案書類 (WORD)
  - ・調査委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- c. 新型コロナウイルス感染症の影響により、提案書類への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書類でも受け付けることとします。ただし、5月25日（月）までに、改めて押印済みの表紙をご提出ください。その際、提案内容は変更できません。  
全法人または一部法人が未押印の提案書類を提出する場合は、提案書類表紙に「新型コロナウイルス感染症対策の影響により、未押印の本提案書類を提出いたします。ただし、NEDO が指定する期日までに押印を完了した提案書類を改めて提出することとし、その際、提案内容は変更いたしません。」と付記し、提出期限までにご提出ください。

#### 5 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会は開催いたしません。

本公募の内容、契約に係る手続き、提出書類等についてご質問がある場合には、「8. 問い合わせ」の宛先に Fax または E-mail にてお問い合わせください。

## 6 委託先の選定

### (1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承願います。

### (2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）

- i. 企業規模にとらわれず広く実現可能なシステムの検討を行うという観点から、提案者が中堅・中小・ベンチャー企業を含むコンソーシアムや業界団体である場合には加点対象とします。

なお、本対象における中堅・中小企業とは、以下の（ア）（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注 1）をいいます。

#### （ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※ 1	資本金基準 ※ 2	従業員基準 ※ 3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※ 1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※ 2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※ 3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主

は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数(注2)が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア)から(ウ)のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

## 7 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は『ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について』を御覧ください。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに

報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

##### a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

##### b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。



c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(5) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制<sup>\*</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

<sup>\*</sup>我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで FAX 又は E-mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ部 藤原、楠瀬

FAX : 044-520-5263

E-mail : smartcommunity@ml.nedo.go.jp

## 9 NEDO 事業に関するアンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

なお、内容については、本調査に限りません。